

# 国立研究開発法人森林研究・整備機構競争参加者選定事務取扱要領

平成13年4月 2日

13森林総研第89号

最終改正：3.6.25（3森林機構第389号）

## 第1章 総 則

### （趣旨）

第1条 国立研究開発法人森林研究・整備機構における競争参加資格審査及び契約に関する事務の取扱いについては、国立研究開発法人森林研究・整備機構会計規程（13森林総研第56号。以下「会計規程」という。）、国立研究開発法人森林研究・整備機構会計事務取扱要領（13森林総研第57号。以下「会計要領」という。）、国立研究開発法人森林研究・整備機構契約事務取扱規程（13森林総研第86号。以下「契約規程」という。）、国立研究開発法人森林研究・整備機構契約事務取扱規程の特例を定める規程（13森林総研第88号。以下「特例規程」という。）その他別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### （競争参加資格の設定及びその公示）

第2条 理事長は、契約規程第6条第1項及び第2項の規定による競争に参加する者に必要な資格の設定、資格の基本となるべき事項、資格の審査の申請の時期及び方法等についての公示を、特別の事情がある場合を除き、第5条に定める定期審査を行う最初の事業年度の開始1か月前までに行うものとする。

- 2 前項の公示は、契約責任者（会計規程第7条第1項第8号に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）が存する組織の長（以下「組織の長」という。）の指定する場所に掲示して行うものとする。

### （契約の種類）

第3条 契約規程第6条第1項及び第2項の規定による競争に参加する者に必要な資格の設定は、次に掲げる契約の種類ごとに行うものとする。

- （1）建設工事契約（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事に関する契約をいう。以下同じ。）
- （2）測量・建設コンサルタント等契約（調査、測量及び設計に関する契約をいう。以下同じ。）

(3) 物品の製造契約（機械器具類の製造等に関する契約をいう。以下同じ。）

(4) 物品の購入（販売）契約

(5) 役務等（役務の提供等）契約

(6) 物品の買受け（売払い）契約

2 前項各号に掲げる契約に係る業種の区分については、別表に掲げるところによるものとする。

（申請の時期）

第4条 契約規程第6条第1項の規定による申請の時期は、特別の事情がある場合を除き、第5条に定める定期審査を行う最初の事業年度の開始前1か月以上の期間とする。ただし、この期間以外の時期においても、随時に申請を受付けるものとする。

（資格の審査）

第5条 組織の長は、競争参加資格の審査を、第3条第1項第1号及び第2号に掲げるものについては2年に1回、同第3号から第6号については、3年に1回、定期に行うものとし、必要と認めるとき又は前条ただし書の規定により申請があったときは、随時に行うものとする。

2 前項の審査は、契約の種類ごとに、契約の予定価格に応じて区分した等級に格付するものとする。

（有資格者等）

第6条 競争参加の資格を有する者（以下「有資格者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 前条第2項、第19条、第19条の2、第19条の3並びに第31条の規定により資格を有すると認められた者

(2) 第3条第1項第1号から第6号に定める契約の種類において、本要領と同様の契約の種類及び等級の格付の基準を有する国、他の独立行政法人又は都道府県（以下「国等」という。）の競争参加の資格を有する者

2 前項第1号の有資格者のうち、定期の審査に係る有資格者の資格の有効期間は、申請の日の属する年度の翌年度から第3条第1項第1号及び第2号に掲げるものについては2年間、同第3号から第6号については3年間とし、随時の審査に係る有資格者の資格の有効期間は、有資格者とされた日から当該審査の直前の定期の審査に係る有効期間の末日までの間とする。

（一般競争参加者の選定）

第6条の2 契約責任者は、契約規程第6条第3項の規定により、一般競争に参加する者に必要な資格を定めるときは、次の各号によるものとする。

- (1) 競争に付そうとする契約の種類及び内容により、当該契約を履行するに当たって 専門的知見又は技術を必要とする場合には、当該契約を履行するのに適当と認められる業種（第3条第2項の規定により区分された業種をいう。以下同じ。）に属する者及び当該契約を履行するために必要な資格を有する者等の専門的知見又は技術を有する者としてすることができる。
- (2) 契約事務の円滑な処理を図るため特に必要と認める場合には、地理的条件を付することができる。この場合における対象地域については、事業の規模、有資格者の数等を考慮の上、都道府県単位を基本として、適切に選定するものとする。
- (3) 競争に付する契約の予定価格の金額に相当する等級を指定するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、予定価格の金額に相当する等級の直近上位及び直近下位の等級の有資格者を含めて競争を行わせることができる。
  - ア 特殊な技術、工法、機械、施設等を必要とする場合
  - イ 特別な建設工事又は測量・建設コンサルタント等の経験を必要とする場合
  - ウ 地理的条件に適合する者を必要とする場合
  - エ 予定価格の金額に相当する等級の資格を有する者が少数の場合
- (4) 前号の規定にかかわらず、契約責任者が所属する組織の長の承認を得たときは、予定価格の金額に相当する等級の2等級以上の上位等級及び下位等級の有資格者を含めて競争を行わせることができる。

(有資格者とししない者)

第7条 組織の長は、第3条第1項第1号及び第2号に掲げる契約については、次の各号の一に該当する者、第3条第1項第3号から第6号に掲げる契約については、次の1号から3号に該当する者は、特別の事情がある場合を除き、有資格者とししないものとする。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

- (4) 建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（第5条の定期の審査にあつては、告示（建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年1月31日国土交通省告示第85号）をいう。以下同じ。）第1第1号の2に規定する審査基準日が第4条本文に定める期間の末日の1年7月前の日以後のもの、第5条の随時の審査にあつては、告示第1第1号の2に規定する審査基準日が申請をする日の1年7月前の日以後のものに限る。）を受けていない者
- (5) 数人の建設業者が共同して工事を施工するため協定により結成した企業体（以下「共同企業体」という。）で、その構成員に前各号までのいずれかに該当する者を含むもの
- (6) 測量・建設コンサルタント等の営業に関し、法律上必要な資格を有しない者

（有資格者としなないことがある者）

第8条 組織の長は、次の各号の一に該当する者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）を、その事実があつた後、第3条第1項第1号及び第2号に掲げるものについては2年間、同条第3号から第6号については3年間有資格者としなないことができる。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
- (6) 共同企業体で、その構成員に第1号から前号までの各号の一に該当する者を含むもの

（有資格者名簿）

第9条 組織の長は、第6条第1項第1号の規定による有資格者の名簿（以下「有資格者名簿」という。）を、契約の種類ごとに、別紙第1号様式（その1）により作成するものとする。

2 第6条第1項第2号の規定による有資格者は、国等の作成する有資格者名簿の提供を求め共通とすることができるものとする。

（有資格者名簿の公表）

第10条 組織の長は、前条第1項の規定による有資格者名簿の公表を、別紙第1号様式（その2）により、資格審査を担当する窓口において閲覧に供するほか、ホームページへの掲載その他適当な方法により行うものとする。

2 国等が国立研究開発法人森林研究・整備機構の有資格者名簿を使用して競争契約を行う場合に当該名簿の提供の依頼があったときは、前条の規定により作成した名簿を提供することができる。

（資格審査の結果通知）

第11条 組織の長は、特別の事情がある場合を除き、定期の審査にあつては年度開始前に、随時の審査にあつては審査後速やかに、資格がある場合は別紙第2号様式（その1）若しくは別紙第2号様式（その2）の資格確認通知書又は資格がない場合は別紙第2号様式（その3）の通知書により申請者に通知するとともに、その旨を契約責任者に通知するものとする。

（変更の届出等）

第12条 組織の長は、有資格者に次の各号に掲げる事項について変更があつた場合においては、当該有資格者から、別紙第3号様式の競争契約参加資格審査申請書変更届により速やかに、その旨を届出させるものとする。

（1）住所

（2）商号又は名称及び電話番号（ファクシミリ（FAX）番号及びメールアドレスを含む。）

（3）法人である場合は代表者の氏名、個人である場合はその者の氏名

（4）許可・登録等の状況

（5）営業所の名称、所在地及び電話番号（ファクシミリ（FAX）番号を含む。）

2 前項の届出があつたときは、速やかに第9条及び第10条に定める有資格者名簿を訂正するとともに、その内容を契約責任者に通知するものとする。

（資格の有効期間の延長）

第13条 事業年度開始前に、第11条の規定による通知を行うことができないときは、その通知が行われる日まで、前年度の有資格者を当該年度の有資格者とするものとする。

（資格の取消し）

- 第14条 契約責任者は、有資格者が第7条各号又は第8条各号の一に該当すると認めるときは、直ちに、組織の長に別紙第4号様式（その1）の資格取消事由報告書を提出するものとする。
- 2 組織の長は、前項の報告があった場合は、当該有資格者の資格を取り消す必要があるのか審査するものとする。
- 3 組織の長は、有資格者の資格を取り消した場合は、その旨を別紙第4号様式（その2）の資格取消通知書により当該者及び当該報告をした契約責任者に通知するものとする。

（競争参加資格審査会）

第15条 第5条、第19条第2項、第19条の2第2項、第19条の3第2項及び第31条第2項の規定による競争参加者の資格の判定及び等級の格付けを行う場合並びに前条第2項及び第31条第5項の規定並びに第19条の2第1項においていう「グループ経審取扱通知」及び第19条の3第1項においていう「持株会社化経審取扱通知」に基づく資格の取消しを行う場合には、競争参加資格審査会（以下「審査会」という。）に諮るものとする。

2 審査会は、次に掲げる者をもって構成するものとする。

一 研究所

委員長 理事（企画・総務・森林保険担当）

委員 総務部長、研究企画科長、コンプライアンス推進室長、総務課長、経理課長、調達課長、資産管理課長

二 支所

委員長 支所長

委員 地域連携推進室長（科学園は業務課長）、総務課長、総務課課長補佐（補佐の置かれていない支所等は庶務係長）

三 育種センター

委員長 審議役（育種担当）

委員 育種企画課長、管理課長、管理主幹

四 育種場

委員長 育種場長

委員 連絡調整課長、育種課長、庶務係長

五 整備センター

委員長 総括審議役（経理担当）

委員 審議役（総合調整担当）、森林管理部長、関係の上席参事、財務課長、並びに  
関係の課長及び参事

## 六 整備局

委員長 整備局長

委員 副局長又は上席企画役、総務課長、委員長が指名する課長補佐又は係長

## 七 保険センター

委員長 審議役

委員 保険総務部長、保険総務部上席参事、保険経理課長、保険総務部参事

3 審査会は、委員長が招集するものとする。

4 審査会は、第5条第1項に規定する定期の審査会を開くほか、必要に応じて審査会を開くものとする。

5 審査会は、構成員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

なお、必要に応じ、持ち回り決裁の方法をもって審査会の議事に代えることができるものとする。

6 審査会の事務は、研究所にあっては調達課、支所、育種センター、育種場にあっては契約事務担当係、整備センターにあっては財務課、整備局にあっては総務課、保険センターにあっては保険経理課が行う。

### （秘密の保持）

第16条 資格の審査に従事する職員は、当該審査において知り得た秘密に関する事項は、これを他に漏らしてはならない。

### （苦情処理担当者の指定）

第17条 特例規程第15条の規定により特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員（苦情処理担当者という。）には、研究所においては総務部長、研究所以外の組織においては当該契約責任者を指定するものとする。

## 第2章 一般競争

### 第1節 建設工事契約

### （申請に必要な書類）

第18条 組織の長は、建設工事契約について契約規程第6条第1項に規定する申請の際には、別紙第5号様式の申請書及び次に掲げる添付書類（別紙様式に定めるものはこれによる。）を提出させるものとする。なお、別紙第5号様式の（2）の書類は、当該書類の記載事項を他の書類等により確認しうるができる場合には記載事項を省略することができる。

（1）営業所一覧表（別紙第6号様式）

（2）総合評定値通知書（建設業法第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので申請日の直近のものをいう。以下同じ。）の写し（告示第1第4号の1（一）に規定する雇用保険、（二）に規定する健康保険及び（三）に規定する厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該加入状況が「未加入」であった後に「加入」又は「適用除外」となった場合は、総合評定値通知書の写しのほか、当該事実を証する書類。）

（3）納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3）の写し

（4）共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）

（5）共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合）（別紙第7号様式）

（6）申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後5年未満の場合には当該事実を証明する書類

（7）グループ経営事項審査及び持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書

（8）行政書士等の代理申請による場合には委任状

2 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合であつて、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている組合（以下「適格組合」という。）が等級の格付に当たっての総合点数の算定方法に関する特例（以下「算定特例」という。）を希望するときは、第1項各号に掲げる書類を提出させるものとする。

3 第1項第7号の経営事項審査結果通知書の写しについては、共同企業体であるときは当該共同企業体を構成する者に係るものを、適格組合であるときは当該適格組合及び当該適格組合を構成する者に係るものを提出させるものとする。

（合併等により新たに設立された会社に係る手続）



第19条 組織の長は、建設工事契約に係る第6条の規定による有資格者が、合併等により新たに設立された会社となった場合は、再度資格審査の申請（以下「再申請」という。）を行わせることができる。

2 組織の長は、前項の規定による再申請を受けた場合は、速やかに再審査を行い、再審査の結果を別紙第2号様式（その1）の資格確認通知書により申請者に通知するとともに、その旨を契約責任者に通知するものとする。

3 前条第1項に規定する書類は、第1項の再申請を行う場合について準用する。

（グループ経審を受審した建設業者に係る手続き）

第19条の2 組織の長は、建設工事契約に係る第6条の規定による有資格者が、平成6年6月8日建設省告示第1461号附則四の規定に基づく国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査（以下「グループ経審」という。）を受審し、再申請を希望する場合は、グループ経審取扱通知に基づき再申請させることができるものとする。

2 組織の長は、前項の規定による再申請を受けた場合は、速やかに再審査を行い、再審査の結果を別紙第2号様式（その1）の資格確認通知書により申請者に通知するとともに、その旨を契約責任者に通知するものとする。

3 第18条第1項に規定する書類は、第1項の再申請を行う場合について準用する。

（持株会社化経審を受審した建設業者に係る手続）

第19条の3 組織の長は、建設工事契約に係る第6条の規定による有資格者が、平成6年6月8日建設省告示第1461号附則六の規定に基づく国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査（以下「持株会社化経審」という。）を受審し、再申請を希望する場合は、持株会社化経審取扱通知に基づき再申請させることができるものとする。

2 組織の長は、前項の規定による再申請を受けた場合は、速やかに再審査を行い、再審査の結果を別紙第2号様式（その1）の資格確認通知書により申請者に通知するとともに、その旨を契約責任者に通知するものとする。

3 第18条第1項に規定する書類は、第1項の再申請を行う場合について準用する。

（等級の格付）

第20条 建設工事契約について一般競争に参加しようとする者を等級に格付する場合には、建設業法第27条の2第3第2項及び第3項の規定により国土交通大臣が定める項目ごとの同条第1項の経営に関する客観的事項を勘案するものとする。

## 第2節 測量・建設コンサルタント等契約

(申請に必要な書類)

第21条 組織の長は、測量・建設コンサルタント等契約について契約規程第6条第1項に規定する申請の際には、別紙第8号様式の申請書及び次に掲げる添付書類（別紙様式に定めるものはこれによる。）を提出させるものとする。この場合において、第2号から第5号までに掲げる書類は、その写しをもって代えることができるものとする。

(1) 営業所一覧表（別紙第9号様式）

(2) 財務諸表類

(3) 登記事項証明書又は登記簿謄本（法人の場合）又は身元証明書（個人の場合）

(4) 登録証明書等（登録を受けている場合）

(5) 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3）

(6) 行政書士等の代理申請による場合には委任状

2 前項の場合において、申請しようとする者が測量法（昭和24年法律第188号）第55条の8に規定する書類を国土交通大臣に提出し、その写しを提出した場合には、前項第1号から第4号までに掲げる書類の添付を省略することができる。また、前項の場合において、申請しようとする者が建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）第7条、地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）第7条又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第7条に規定する現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを提出したときであって、申請しようとする業種の区分が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限り、前項第1号から第4号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

3 第1項の規定により申請の際に提出させる同項第2号及び第3号の書類について、添付させることが著しく困難であると認められる場合は、当該書類の記載の事実を確認しうる他の書類をもって代えることができるものとする。

(等級の格付)

第22条 組織の長は、測量・建設コンサルタント等契約について一般競争に参加しようとする者を等級に格付する場合には、当該者の年間平均測量等実績高、自己資本額、流動比率及び営業年数を勘案するものとする。

### 第3節 物品の製造契約

(申請に必要な書類)

第23条 組織の長は、物品の製造契約について契約規程第6条第1項に規定する申請の際には、別紙第10号様式の申請書及び次に掲げる添付書類を提出させるものとする。この場合において、第2号から第4号までに掲げる書類は、その写しをもって代えることができるものとする。

(1) 営業経歴書

(2) 財務諸表類

(3) 登記事項証明書（法人の場合）又は身元証明書（個人の場合）

(4) 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3）

2 前項の場合において、申請しようとする者が、物品の購入、役務等又は物品の買受けに係る契約についての申請をした者であるときは、前項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

3 第1項の規定により申請の際に提出させる同項第2号及び第3号の書類について、添付させることが著しく困難であると認められる場合は、当該書類の記載の事実を確認しうる他の書類をもって代えることができるものとする。

(等級の格付)

第24条 組織の長は、物品の製造契約について一般競争に参加しようとする者を等級に格付する場合には、当該者の主要製品の年間平均製造高、自己資本額、設備の額、流動比率及び営業年数を勘案するものとする。

### 第4節 物品の購入（販売）契約

(申請に必要な書類)

第25条 組織の長は、物品の購入契約について契約規程第6条第1項に規定する申請の際には、別紙第10号様式の申請書及び次に掲げる添付書類を提出させるものとする。この場合においては、第23条第1項後段の規定を準用する。

- (1) 営業経歴書
- (2) 財務諸表類
- (3) 登記事項証明書（法人の場合）又は身元証明書（個人の場合）
- (4) 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3）

2 前項の場合において、申請しようとする者が、物品の製造、役務等又は物品の買受けに係る契約についての申請をした者であるときは、前項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

3 第1項の場合において、第23条第3項の規定を準用する。

（等級の格付）

第26条 組織の長は、物品の購入契約について一般競争に参加しようとする者を等級に格付する場合には、当該者の主要商品の年間平均販売高、自己資本額、流動比率及び営業年数を勘案するものとする。

#### 第5節 役務等（役務の提供等）契約

（申請に必要な書類）

第27条 組織の長は、役務等契約についての契約規程第6条第1項に規定する申請の際には、別紙第10号様式の申請書及び次に掲げる添付書類を提出させるものとする。この場合においては、第23条第1項後段の規定を準用する。

- (1) 営業経歴書
- (2) 登記事項証明書（法人の場合）又は身元証明書（個人の場合）
- (3) 財務諸表類
- (4) 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3）

2 前項の場合において、申請しようとする者が、物品の製造、物品の購入又は物品の買受けに係る契約についての申請をした者であるときは、前項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

3 第1項の場合において、第23条第3項の規定を準用する。

(等級の格付)

第28条 組織の長は、役務等契約について一般競争に参加しようとする者を等級に格付する場合には、当該者の年間平均取扱高、自己資本額、流動比率及び営業年数を勘案するものとする。

#### 第6節 物品の買受け（売払い）契約

(申請に必要な書類)

第29条 組織の長は、物品の買受け契約についての契約規程第6条第1項に規定する申請の際には、別紙第10号様式の申請書及び次に掲げる添付書類を提出させるものとする。この場合においては、第23条第1項後段の規定を準用する。

(1) 営業経歴書

(2) 登記事項証明書（法人の場合）又は身元証明書（個人の場合）

(3) 財務諸表類

(4) 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3）

2 前項の場合において、申請しようとする者が、物品の製造、物品の購入又は役務等に係る契約についての申請をした者であるときは、前項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

3 第1項の場合において、第23条第3項の規定を準用する。

(等級の格付)

第30条 組織の長は、役務等契約について一般競争に参加しようとする者を等級に格付する場合には、当該者の年間平均取扱高、自己資本額、流動比率及び営業年数を勘案するものとする。

#### 第7節 更生手続又は再生手続開始決定者に係る手続

(更生手続又は再生手続開始決定者に係る資格の再審査申請)

- 第31条 組織の長は、第6条第1項第1号の規定による有資格者が会社更生法（平成14年法律第154号）の更正手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続（以下「更正手続等」という。）の開始の決定をされた場合は、再申請を行わせることができる。
- 2 組織の長は、前項の規定による再申請を受けた場合は、直ちに再審査を行わなければならない。
- 3 第11条の規定は、前項の再審査の結果を通知する場合について準用する。
- 4 第2項の規定により有資格者とされた者の資格の有効期間は、有資格者とされた日から当該審査の直前の定期の審査に係る有効期間の末日までの間とする。
- 5 組織の長は、更正手続等の開始の決定をされた者が第1項の再申請を行わない場合及び第3項の規定により資格がない旨通知する場合は、更正手続等を行った際に有していた資格を取り消すことができるものとする。
- 6 第14条第3項の規定は、前項の規定により資格を取り消した場合について準用する。

（再審査に必要な書類）

第32条 前条第1項の規定により再審査を受けようとする者は、第18条、第21条、第23条、第25条、第27条又は第29条に規定する申請に必要な書類を更生手続等開始の決定後に作成し、次に掲げる書類を添えて組織の長に提出するものとする。

（1）更生手続開始の決定書の写し

（2）貸借対照表（更生手続等開始の決定後に作成したもの）及び損益計算書（貸借対照表を作成する基となった時点までの1年間について作成したもの）

（3）更生手続等開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類

（再申請に係る等級の格付）

第33条 前条の規定により申請書類の提出があった場合については、第20条、第22条、第24条、第26条、第28条及び第30条の規定を準用する。

## 第8節 審査の特例

（審査の特例）

第34条 組織の長は、競争参加資格の審査を行う上で必要と認めるときは、国等と共同で競争参加資格の審査を行うことができるものとする。この場合において、組織の長は、共同で競争

参加資格の審査を行う国等の長と協議して、第3条、第11条、第12条、第14条、第15条及び第33条の規定について特例を定めることができるものとする。

### 第3章 指名競争

(申請に必要な書類)

第35条 第18条、第19条、第19条の2、第19条の3、第21条、第23条、第25条、第27条、第29条及び第32条の規定は、指名競争に参加しようとする者が、競争参加資格を申請する際に提出する書類又は手続きについて準用する。

(等級の格付)

第36条 第20条、第22条、第24条、第26条、第28条、第30条及び第33条の規定は、指名競争に参加しようとする者を等級に格付する場合に準用する。

(資格の審査及び有資格者名簿)

第37条 指名競争に参加する者の資格が一般競争に参加する者の資格と同一である場合には、一般競争に参加する者の資格の審査及び有資格者名簿をもって、指名競争に参加する者の資格の審査及び有資格者名簿に代えるものとする。

(指名基準)

第38条 整備センターを除く組織の長は、有資格者のうちから指名競争に参加する者を指名する場合には、当該競争に付する契約の予定価格の金額に相当する等級に格付された者のうちから指名するものとする。ただし、指名される者の2分の1を超えない範囲において、直近上位及び直近下位の等級の資格を有する者のうちから指名することを妨げない。

2 前項の指名に当たっては、次の各号に掲げる事項を勘案するとともに、当該事業年度における指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏らないようにするものとする。

(1) 不誠実な行為の有無

(2) 経営状況

(3) 建設工事、測量・建設コンサルタント、物品の製造、物品の販売又は役務等の成績

(4) 技術的適性

(5) 手持契約等の状況

(6) 地理的条件。ただし、特定調達契約に係るものにあつては、この限りでない。

(7) 安全管理の状況

(8) 労働福祉の状況

3 整備センターを除く組織の長は、特に緊急なものであること、特別の技術を要すること、又は現に履行中の大規模工事に密接な関連を有する小規模工事を発注しようとする場合において、当該大規模工事を既に履行している者を選定する必要があること等の事由により第1項の規定によることが不相当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず競争に参加する者を指名することができる。

4 第19条の規定により新たに有資格者になった者については、「合併等により新たに設立された会社等の建設工事契約に係る受注機会の確保を図るための取扱いについて」（平成11年1月26日付け11経第113号大臣官房経理課長通知）に基づく取扱いをするものとする。

5 グループ経審を受審し、結果通知書を受領した建設業者が有資格者となった場合においては、グループ経審取扱通知に基づく取扱いをするものとする。

6 持株会社化経審を受審し、結果通知書を受領した建設業者が有資格者となった場合においては、持株会社化経審取扱通知に基づく取扱いをするものとする。

(指名競争参加者選定委員会)

第39条 整備センターを除く組織の長は、前条の規定により指名競争契約について競争参加する者を指名する場合には、指名競争参加者選定委員会に諮るものとする。

2 指名競争参加者選定委員会の構成及び運営については、別に定めるものとする。

#### 第4章 随意契約

(随意契約登録者名簿)

第40条 契約責任者は、会計規程第40条により随意契約によるときは、特別の事情がある場合を除き、有資格者名簿の書式に準じ、随意契約登録者名簿を作成し、当該名簿に登録された者と契約を行うものとする。ただし、第9条及び第37条に規定する有資格者名簿に登録された者（整備センターについては、第9条に規定する有資格者名簿に登録された者又は地方公共団体が作成する有資格者名簿に登録された者）を、随意契約登録者名簿に登録された者とみなして取り扱うことができる。

2 (削除)



- 3 第1項の登録は、原則として別紙第11号様式の申請書に基づき信用度、経営の状況及び履行能力その他の事情を勘案し、契約の履行が確実であると認められる者につき行うものとする。

(随意契約審査委員会)

第41条 契約責任者は、随意契約（契約規程第25条第1項第1号から第11号及び同条第2項の規定に基づき契約する場合を除く。）を行おうとする場合には、随意契約審査委員会に諮るものとする。

- 2 随意契約審査委員会の構成及び運営については、別に定めるものとする。

## 第5章 等級の格付の基準

(等級の格付の基準)

第42条 第5条に規定する契約の種類ごとの等級の格付は、第20条、第22条、第24条、第26条、第28条及び第30条に規定する事項について、別記に定める基準により行う。

## 第6章 雑則

(その他)

第43条 この要領に関わらず、整備センターにおける造林木等の販売契約に関する事項は別に定める。

附則

この要領は、平成13年4月1日から実施する。

附則

この改正は、平成15年5月20日から施行する。ただし別記第1の2の(3)のアの規定は、平成15年度から有効となる競争参加資格審査について適用するものとする。

附則（平成19年4月2日 18森林総研第1611号）

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附則（平成19年10月29日 19森林総研第977号）

この要領は、平成19年11月1日から実施する。

附則（平成20年3月31日 19森林総研第1726号）

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附則（平成26年12月8日 26森林総研第995号）

この改正は、平成26年12月8日から施行する。ただし、本改正は平成27年度及び28年度において有効となる建設工事契約及び測量・建設コンサルタント等契約に係る競争参加資格審査から適用するものとし、平成26年度における随時の審査については、なお従前の例による。

附則（平成27年3月31日 26森林総研第1669号）

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附則（平成28年3月31日 27森林総研第1849号）

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附則（平成29年3月31日 28森林総研第1942号）

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

附則（平成30年3月30日 29森林機構第123012号）

この規程は、平成30年4月1日から実施する。

附則（平成30年11月9日 30森林機構第080803号）

この規程は、平成30年11月9日から実施する。

附則（平成31年4月19日 31森林機構第011601号）

この規程は、平成31年5月1日から実施する。

附則（令和2年8月28日 2森林機構第052702号）

この規程は、令和2年8月28日から実施する。

附則（令和3年6月25日 3森林機構第389号）

この規程は、令和3年7月1日から実施する。